

◎ジェイアールバス関東株式会社公告第1号

ジェイアールバス関東株式会社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款(昭和63年4月ジェイアールバス関東株式会社公告第3号)の一部を次のように改正します。

ジェイアールバス関東株式会社
代表取締役社長 中村 泰之

2020年 3月25日

第4条第1項第7号を次のように改める。

(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき

第19条第1項に次の第4号を加える。

(4) 第36条第1項の規定により払戻し又は引換えが行われたとき

第24条第1項第1号を次のように改める。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市又は中核市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき

第26条第2項を次のように改める。

2 前項の払いもどしに際しては、次の各号に掲げる範囲内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

- (1) 普通乗車券及び団体乗車券((4)に掲げる場合を除く。) 110円以内
- (2) 回数乗車券 210円以内
- (3) 定期乗車券及び定期回数乗車券 520円以内

第33条第2項を次のように改める。

2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払いもどします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

第34条を次のように改める。

第34条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、券面表示事項が不鮮明となった事由が旅客の故意又は過失によるものではなかった場合を除き520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

第38条を次のように改める。

第38条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払いもどしの請求をした場合は、旧券について第36条の規定の例により払いもどしをします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

第40条第1項第2号ロbを次のように改める。

b 通用区間の一部について払いもどしの請求があった場合（cに該当する場合を除く。）

券面表示の運賃額 A

払いもどしの請求をしない区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額 B

通用期間（日数） C

運行中止の初日における運行中止日数・D

残通用日数を限度とする

$$A - B$$

$$- \quad \times D$$

$$C$$

第40条第1項第2号ロcを次のように改める。

c 通用区間の全部又は一部について払いもどしの請求があった場合において請求に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部について払いもどしの請求があったときにはaにより算出される金額から、通用区間の一部について払いもどしの請求があったときにはbにより算出される金額から、それぞれ、乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額

第5章見出しを次のように改める。

第5章 連絡運輸・共通乗車

第5章第2節見出しを次のように改める。

第2節 共通乗車

附則

この公告は、2020年4月1日から施行します。

ジェイアールバス関東株式会社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 現改比較

現 行	改 正
<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された<u>刃物その他の</u>物品を携帯しているとき</p> <p>(8)～(10) (略)</p>
<p>(乗車券類の引渡し及び回収)</p> <p>第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。</p> <p>(1) 運送が終了したとき</p> <p>(2) 第16条又は第17条の規定により運送が終了したものとみなされたとき</p> <p>(3) 当該乗車券類が無効(第36条第2項の規定による無効を除く。)又は不要となったとき</p>	<p>(乗車券類の引渡し及び回収)</p> <p>第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。</p> <p>(1) 運送が終了したとき</p> <p>(2) 第16条又は第17条の規定により運送が終了したものとみなされたとき</p> <p>(3) 当該乗車券類が無効(第36条第2項の規定による無効を除く。)又は不要となったとき</p> <p>(4) <u>第36条第1項の規定により払戻し又は引換えが行われたとき</u></p>
<p>(運賃の割引)</p> <p>第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(運賃の割引)</p> <p>第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事(政令指定都市<u>又は</u>中核市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

<p>(旅客の都合による運賃及び料金の払いもどし)</p> <p>第26条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払いもどしをします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の払いもどしに際しては、次の各号に掲げる範囲内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。</p> <p>(1) 普通乗車券及び団体乗車券((4)に掲げる場合を除く。) 100円以内</p> <p>(2) 回数乗車券 200円以内</p> <p>(3) 定期乗車券及び定期回数乗車券 500円以内</p>	<p>(旅客の都合による運賃及び料金の払いもどし)</p> <p>第26条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払いもどしをします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の払いもどしに際しては、次の各号に掲げる範囲内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。</p> <p>(1) 普通乗車券及び団体乗車券((4)に掲げる場合を除く。) <u>110円以内</u></p> <p>(2) 回数乗車券 <u>210円以内</u></p> <p>(3) 定期乗車券及び定期回数乗車券 <u>520円以内</u></p>
<p>(定期乗車券等の種類又は区間の変更)</p> <p>第33条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。</p> <p>2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払いもどします。この場合においては、500円の手数料を申し受けます。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(定期乗車券等の種類又は区間の変更)</p> <p>第33条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。</p> <p>2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払いもどします。この場合においては、<u>520円以内で当社が別に定める額</u>の手数料を申し受けます。</p> <p>以下 (略)</p>
<p>(定期乗車券等の書換え)</p> <p>第34条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、500円の手数料を申し受けます。</p>	<p>(定期乗車券等の書換え)</p> <p>第34条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、<u>券面表示事項が不鮮明となった事由が旅客の故意又は過失によるものではなかった場合を除き 520円以内で当社が別に定める額</u>の手数料を申し受けます。</p>
<p>(再購入後の払いもどし)</p> <p>第38条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払いもどしの請求をした場合は、旧券について第36条の規定の例により払いもどしをします。この場合においては、500円の手数料を申し受けます。</p>	<p>(再購入後の払いもどし)</p> <p>第38条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払いもどしの請求をした場合は、旧券について第36条の規定の例により払いもどしをします。この場合においては、<u>520円以内で当社が別に定める額</u>の手数料を申し受けます。</p>

<p>第 40 条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払いもどしは、運行中止の期間が引き続き 2 4 時間を超える場合に限り行います。</p> <p>(中略)</p> <p>b 通用期間の一部について払いもどしの請求があった場合 (c に該当する場合を除く。)</p> <p>(中略)</p> <p>c 通用期間の全部又は一部について払いもどしの請求があった場合において請求に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部については払いもどしの請求があったときには a により算出される金額から、通用区間の一部について払いもどしの請求があったときには b により算出される金額から、それぞれ、乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額以下 (略)</p>	<p>第 40 条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払いもどしは、運行中止の期間が引き続き 2 4 時間を超える場合に限り行います。</p> <p>(中略)</p> <p>b 通用<u>区間</u>の一部について払いもどしの請求があった場合 (c に該当する場合を除く。)</p> <p>(中略)</p> <p>c 通用<u>区間</u>の全部又は一部について払いもどしの請求があった場合において請求に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものとみなし、通用区間の全部については払いもどしの請求があったときには a により算出される金額から、通用区間の一部について払いもどしの請求があったときには b により算出される金額から、それぞれ、乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払いもどしの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額以下 (略)</p>
<p>第 5 章 連絡運輸・共通乗車券</p>	<p>第 5 章 連絡運輸・<u>共通乗車</u></p>
<p>第 2 節 共通乗車券</p>	<p>第 2 節 <u>共通乗車</u></p>